

北海道岩宇・南後志地区沖における協議会（第1回）

日時 令和6年7月29日（月）13:30～15:30

場所 共和町生涯学習センター

○経済産業省（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく第1回北海道岩宇・南後志地区沖における協議会を開催いたします。

本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は、一部出席者にはオンライン会議アプリを使って各自の職場や自宅等から本日の会議に参加いただいております。リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たって、主にオンラインで出席される構成員へ向けてではございますが、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目、音声がかぶるなどの問題が発生しますので、発言いただく方のみカメラとマイクをオンにいただき、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いします。

2点目、発言を御希望の際は、チャット機能等を活用し、発言を希望の旨、御入力いただくようお願いします。順次、座長のほうから「〇〇委員、発言をお願いします」と指名させていただきますので、カメラとマイクをオンにいただき、御発言いただくと幸いです。

3点目、通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

そのほか、もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃってください。

経済産業省、国土交通省としましては、2019年4月1日に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（通称、再エネ海域利用法）に基づき、洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。後ほど資料を使いながら改めて御説明いたしますが、北海道岩宇・南後志地区沖につきましては、2023年5月12日付で有望区域として整理させていただき、再エネ海域利用法第9条の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいたとこ

ろでございます。

同法及びこれらの経緯を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び北海道が合同で本協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整をいただき、本日の開催に至りました。本協議会においては、同法及び同法第7条第1項に基づく基本方針（2019年5月閣議決定）に基づき御協議をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、本協議会は、基本方針に基づき、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほど説明する本協議会の運営規程（案）に基づき、座長より協議会に諮っていただき、決定されることとなりますが、事務局としましては、会議の様子をユーチューブで配信する、報道関係者による取材及び傍聴を認めるといった方法を考えております。併せて、議事要旨及び議事録を作成し公開することについても想定しておりますので、よろしくお願いたします。

本協議会の出席者を御紹介させていただきます。なお、出席者の御紹介の間のみ、オンラインで出席されている方はカメラをオンにいただけますと幸いです。

まず、私ですけれども、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力事業推進室の福岡でございます。よろしくお願いたします。

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター所長、佐渡さんでございます。

○国土交通省（事務局）

よろしくお願いたします。

○経済産業省（事務局）

農林水産省水産庁資源管理部管理調整課計画官、森田さんでございます。

○農林水産省

水産庁の森田です。本日はウェブにて参加させていただきます。よろしくお願いたします。

○経済産業省（事務局）

北海道経済部ゼロカーボン推進局風力担当局長、西岡様。

○北海道（事務局）

西岡でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

寿都町長、片岡様。

○寿都町

片岡です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

蘭越町長、金様。

○蘭越町

金です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

共和町長の代理で副町長の廣谷様。

○共和町

廣谷です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

岩内町長、木村様。

○岩内町

木村です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

泊村長、高橋鉄徳様。

○泊村

高橋です。よろしくお願ひします。

○経済産業省（事務局）

神恵内村長、高橋昌幸様。

○神恵内村

高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道漁業環境保全対策本部本部長の代理で事務局長の上村様。

○北海道漁業環境保全対策本部

上村です。よろしくお願ひします。

○経済産業省（事務局）

古宇郡漁業協同組合代表理事組合長、池守様。

○古宇郡漁業協同組合

池守です。よろしくお願ひします。

○経済産業省（事務局）

岩内郡漁業協同組合代表理事組合長、太田様。

○岩内郡漁業協同組合

太田です。よろしくお願ひします。

○経済産業省（事務局）

寿都町漁業協同組合代表理事組合長、阿部様。

○寿都町漁業協同組合

阿部です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道電力株式会社原子力事業統括部執行役員原子力部長、金田様。

○北海道電力株式会社

金田です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

東京大学名誉教授、荒川様。

○東京大学

荒川です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、センター長・教授、宮下様。

○北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

宮下です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道科学大学名誉教授、白石様。オンラインの御参加と伺っております。

○北海道科学大学

北海道科学大学の白石と申します。本日はオンライン、ウェブで参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

東邦大学准教授、竹内様。

○東邦大学

東邦大学の竹内と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道大学大学院農学研究院講師、松島様。

○北海道大学大学院農学研究院

松島です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

以上が構成員になります。

続きまして、オブザーバーの御紹介に移ります。

環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室室長補佐、鈴木さん。

○環境省（オブザーバー）

環境省の鈴木です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

国土交通省気象庁大気海洋部観測整備計画課調査官、酒匂様。

○国土交通省（オブザーバー）

気象庁、酒匂です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部中央水産試験場資源管理部長、美坂様。

○北海道総合研究機構（オブザーバー）

道総研の美坂です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部さけます・内水面水産試験場さけ
ます資源部長の代理で研究主幹の下田様。

○北海道立総合研究機構（オブザーバー）

下田です。よろしく申し上げます。

○経済産業省（事務局）

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ主幹研究員、島様。

○海洋生物環境研究所（オブザーバー）

海洋生物環境研究所の島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会業務課長、安藤様。

○日本海さけ・ます増殖事業協会（オブザーバー）

日本海さけ・ます増協の安藤です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

以上がオブザーバーの方々になります。

以上でございます。

ここで、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を
御遠慮いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料でございますが、お手元
の資料を御確認いただけますか。資料1が出席者名簿でございます。資料2が配席図でござ
います。資料3が協議会運営規程（案）でございます。資料4が第1回北海道岩宇・南
後志地区沖における協議会でございます。資料5が北海道岩宇・南後志地区沖区域の概要
図でございます。資料6が風力発電施設と泊発電所の共存のための要望事項についてでござ
います。資料7が風力発電施設と気象レーダーの共存のためにでございます。あと、参

考資料5つございます。参考資料1が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針でございます。参考資料2が海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインでございます。参考資料3が一般海域における占用公募制度の運用指針でございます。参考資料4が各協議会の意見とりまとめということで、過去に行われた協議会のとりまとめ事例を添付させていただいております。参考資料5が洋上風力発電に関する北海道の考えとなります。資料に不備などございましたら御教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、議題(1)、本協議会の運営について、事務局である経済産業省、国交省及び北海道として案をお配りさせていただきましたので、御説明をさせていただきます。資料3を御覧いただければと思います。

資料3は、北海道岩宇・南後志地区沖における協議会運営規程(案)とさせていただきます。資料3を御覧いただければと思います。

第1章 総則で、第1条 組織でございます。再エネ海域利用法第9条1項の規定に基づき、北海道岩宇・南後志地区沖について、協議会を組織するというのが1条です。

2条は名称でございます。北海道岩宇・南後志地区沖における協議会という名称とします。

目的でございます。協議会は、法第9条の規定に基づき、北海道岩宇・南後志地区沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行う、これが目的でございます。

第4条 協議についてでございます。協議会は、次の各号に掲げる事項に関して協議、情報共有を行うことができるということでございます。第1項が促進区域の指定に関することでございます。第2項が利害関係者との調整に関することでございます。第3項が公募の実施に当たって留意すべき事項に関することでございます。第4項が発電設備の設置工事その他の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関することでございます。この4つに関連して協議を行ってまいります。

第2章 構成員でございます。

第5条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成するということでございます。先ほど御紹介させていただいたメンバーになります。第2項では、経産大臣、国交大臣及び北海道

知事が必要と認める者については、構成員として別表に追加することができるとされております。

第3章 座長及び副座長についてでございます。

第6条でございます。協議会に座長及び副座長を置くということでございます。座長及び副座長は、別表に掲げる構成員から選任するとなっております。座長は互選により選任いたします。副座長は座長の指名により選任するとさせていただきます。

第7条 座長及び副座長の職務でございます。座長は、会務を総理するということでございます。副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたときはその職務を代理するとなっております。

第8条 座長及び副座長の任期、原則2年とするということでございます。

任期満了または辞任の場合は、後任の座長及び副座長が就任するまでの間は、その職務を行うものとするさせていただきます。

第4章 協議会の運営等でございます。

基本原則、10条でございます。協議会の運営は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定ガイドライン、この法と基本方針、ガイドラインを踏まえて行うものとするということでございます。

協議会の運営についてでございます。11条 協議会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開催することができないということでございます。3項で、協議会の進行は座長が行います。協議会の構成員は、必要な助言、資料の提供その他の協力を関係行政機関の長に対し求めることができるというのが4項でございます。5項は、構成員は、協議会の構成員以外の者に対して、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができるとされております。6項 協議会は、原則として公開で開催するものとします。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があるときは、非公開とすることができますとさせていただきます。7項 協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲において認めるとさせていただきます。

12条 議事要旨及び議事録についてでございます。こういった協議会の議事については、議事要旨、議事録を作成してまいります。内容としましては、記載のとおりでございますけれども、開催日時、場所、構成員、議案、議事の経過の概要及びその結果等でございます。議事要旨及び議事録は、公開とさせていただきます。ただし、非公開とした場合

の議事要旨及び議事録の取扱いについては、座長が協議会に諮って定めますということです。議事録・要旨は、事務局において作成いたします。

13条 協議結果の尊重義務でございます。協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないとされております。

5章 事務局でございます。

協議会の事務を処理するため、経産省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課に事務局を置くこととさせていただきます。

書類の備付けは記載のとおりでございます。

第6章 雑則でございます。

構成員の責務についてですけれども、16条でございます。組織の構成員は、「一般海域における占用公募制度の運用指針」において、「公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならないとさせていただきます。

細則としましては、協議会の事務の運営上必要な事項については、14条に規定する事務局が協議会に諮り、別に定めるとさせていただきます。

資料3、以上でございます。よろしいですかね。

ここで、運営規程（案）の第6条に基づく座長等の選任をさせていただきたいと思えます。本協議会には座長及び副座長を置くこととし、座長については互選により選任され、会務を総理すること、また、副座長は座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代理することとしております。

それでは、当該規定に基づき、座長の互選に入らせていただきます。本協議会の座長について、御推挙ありますでしょうか。では、宮下先生、お願いします。

○北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

宮下です。

私のほうから、荒川先生を推薦させていただきます。荒川先生は、御存じかと思われるますが、洋上風力発電に係る教育研究に御尽力を長年していただき、また、様々な各地域の

協議会等を取りまとめるといったことで非常に実績がある方ですので、ぜひ荒川先生にお願いしたいと思っております。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

宮下先生から、荒川先生を座長に御推挙されるとの御意見がございました。この御意見に御異議ありますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

それでは、荒川先生に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいと思います。

荒川先生、よろしくお願い申し上げます。

○東京大学（座長）

ただいま御推挙いただきました。ありがとうございます。座長を務めることになりました荒川でございます。今いろいろ御紹介いただいたように、いろんな活動はさせていただいておりますけれども、地域に初めて来たということもございまして、まだ岩宇・南後志のことを十分に存じ上げない部分もございます。そういう意味では、これから一生懸命勉強させていただきながら、この会の運営を図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

座ってやらせていただきます。

早速ですが、先ほどから御説明がありましたけれども、副座長につきましては座長が指名することとされておりますので、私のほうの意見としましては、宮下先生に副座長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

また、協議会の公開の方法についてですが、先ほど事務局よりお話があったとおり、会議の様子をユーチューブで配信する、報道関係者による取材及び傍聴を認める、議事録、議事要旨を作成するという方法にしたいと思います。

では、先ほど御説明いただいた運営規程、今までは案がついておりましたけれども、これに関しましては、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東京大学（座長）

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、本協議会の運営規程は事務局案どおりといたします。

それでは、議題の次に、(2)に移りたいと思います。(2)説明・意見交換に入りたいということです。本日は、配付資料を事務局から説明いただき、構成員の皆様方からの御質問、御意見を承るという形で進めさせていただければと考えております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○東京大学（座長）

それでは、早速、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。資料4に基づきまして、資源エネルギー庁、国土交通省港湾局、北海道から御説明させていただきます。

洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要についてということでございます。

3ページを御覧いただければと思います。洋上風力発電は3つの観点から重要であると我々考えております。導入拡大の可能性、コスト競争力のある電源であるということ、経済波及効果が高く見込まれる、期待されるということでございます。日本における導入状況ですけれども、四方を海に囲まれているという点でも非常に有望ということでございます。③の右下でございますけれども、経済波及効果は、例えばデンマークですと、非常に多くの雇用を生んでいるということで、経済波及効果も見込まれるということでございます。

次のページでございます。洋上風力産業ビジョンの概要ということでお示しをさせてい

ただいております。我々、洋上風力の産業競争力強化に向けた基本戦略としてスリーステップをイメージしております。1つ目は、魅力的な国内市場の創出ということで、政府による導入目標を明示しております。2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kWから4,500万kWの案件を形成するというところでございます。産業界の目標設定としましては、国内調達比率を2040年までに60%にする、着床式発電コストを2030年から35年までに8～9円/kWhにするというものがございます。最終的にはアジア展開も見据えた形にしたいと考えております。

5ページ目、お願いします。再エネ海域利用法の概要でございます。この海域を指定しまして再エネ利用を促進するということですが、進めるに当たっての根拠になります。これまでは、これは課題にも書いてありますけれども、海域利用に関する統一ルールがないですとか、あとは課題②で先行利用者との調整枠組みが不明確であったということがございます。3つ目は高コストであったということがございまして、これに対応する形で再エネ海域利用法において、1つ目の課題に対応する形で長期占用が可能である。30年間の長期占用も可能にして、安定性を確保いたしました。2つ目でございます。まさに漁業者の皆さん等の先行利用者の方々との協議枠組み、協議会を設置すると。今回の協議会もまさにこれに当たりますけれども、設置するということが決まっております。3つ目の高コストについてでありますけれども、事業実施内容に加え、電力供給価格による評価もして選定することで、競争を促進してコストを低減するという形になっております。

次のページでございます。基本方針ということで、まさに閣議決定されているものですが、基本方針には以下の4つの目標を定めております。1つ目が、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現ということであります。2つ目、非常に重要なところでありますけれども、海洋の多様な利用等との調和ということで、漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するといった点、ここは非常に重要でございます。3つ目、公平性・公正性・透明性の確保ということで、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現すると。4つ目は、計画的かつ継続的な導入を促進していくということでございます。

次のページ、7ページ目でございますけれども、再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れになります。スタート地点は都道府県等からの情報提供になります。そして、その中で準備区域になりまして、有望区域になるということ。今、岩宇・南後志区域は有望区域でございますけれども、要件は左下に書いてございます。利害関係者を特定

し、協議会を開始することについて同意を得ていること等でございます。その上で、協議会における同意というものをしますと、促進区域の指定という形になります。ピンク色の部分になります。その後、経産大臣・国交大臣による事業者公募の実施という流れになっております。

次のページでございます。今どういった形で全体進んでいるかというところでございますが、既に促進区域は10区域指定されております。今、有望区域が9つございまして、⑫番が北海道岩宇・南後志地区沖ということで、今回議論させていただくものになります。準備区域も4区域ほどございます。

次のページ、促進区域の指定基準の概要ということでございます。協議会の取りまとめというものが促進区域の指定の前提となるということでございますけれども、その上で、この促進区域の指定基準各号、第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号とございますけれども、おおむね、協議会で議論するものもございまして、それ以外のものも含めて、こういった基準で促進区域が指定されるということでございます。

10ページ目、再エネ海域利用法に基づく公募の審査・評価の全体の流れということでございまして、価格点が120点ということになっております。それだけではございませんで、事業実現性に係る要素ということで120点を取らせていただいています。特に地域との調整、地域経済等への波及効果の部分も40点ございまして、それらを踏まえまして、第三者委員会の評価、経済産業大臣、国土交通大臣による評価という形で最終的に公募の審査が行われるということでございます。

次の11ページ目、国交省からお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

促進区域内海域の占用について御説明いたします。

促進区域内の海域で占用を行うためには国土交通大臣の許可が必要となります。国土交通大臣は、占用を許可するに当たって、公募によって選定された事業者が、本協議会の構成員であります関係漁業者の了解を得ることを許可の条件としております。

占用の許可の対象とならない行為についてです。こちらは、まず、漁業に関する行為につきましては、基本的に「一時的」なものであり、占用許可を受けることを必要としておりません。この漁業に関する行為の中には、漁網等の設置、容易に移動可能な養殖に使用されるものや定置網についても同様に漁業に関する行為とみなされております。一方、漁

業用工作物や魚礁の設置については占用許可の対象になることもありますので、占用許可が必要かどうかについては個別に御相談願いたいと思います。

占用料については、記載のとおりでございます。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

続きまして、今般の協議会についてというパートに移らせていただきます。

13ページをお願いします。協議会の法律上の位置づけでございます。経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができるかとされております。協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないと位置づけられております。これは法律上の位置づけでございます。

協議会の基本方針上の位置づけは、記載のとおりでございますけれども、上から4つ目でございます。経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミングごとに協議会等を適時設けることとするとされておまして、これ、意見の取りまとめを行うというふうに認識されている方もいらっしゃるかと思いますけれども、こちらの公募をして、実際に工事を始めるとか、公募するとかいう段階になっても、定期的に開催をして、その進捗を確認するとなっております。あと、先ほど説明したような内容でございます。

14ページ、お願いします。協議会意見とりまとめと地域の将来像とさせていただいております。「有望区域」では、再エネ海域利用法に基づく協議会を開催しておりますけれども、「協議会意見とりまとめ」を文書化して、協議の結果事項を尊重すると。これ、公募がされて、事業者が選定された後は、事業者も構成員のメンバーとして開催を引き続きしていくという形になります。その際に、最近の協議会では、地域や漁業の将来像についても議論しまして、選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められています。下の図であります。選定事業者に求める事項ですと、地域・漁業との共存共栄策の実施ですとか漁業影響調査、発電設備の設置・運営に係る留意点、環境配慮に加えて、地域の将来像についても記載すると。これによって、地域・漁業の将来像の実現に向けて、一丸となって取り組むと、共存共栄を具体化していくということが重要と考えております。

次のページ、漁業調査の考え方でございます。協議会において、地域の漁業の特性等を勘案して、調査の方法及び考慮すべき事項を「漁業影響調査の考え方」として整理させていただきます。下は新潟県の村上市・胎内市沖の例でございますけれども、影響を受ける区域とその近くのそれとある種の対照実験をします。対照域における評価指標の変動に有意な差が見られるかということで、それをチェックするというところでございます。実施前と実施後でそれぞれ評価指標、漁獲量だったり水揚げ量だったり漁獲努力量だったりしますが、こういった指標を、減ったのか増えたのか。ただ、減ったといっても、ほかの地域も減っている場合は必ずしもその工事の影響とは言い切れないという部分もあるかもしれませんので、そこは丁寧に見ていくというのが下の図で記載されております。

次のページ、他地域の協議会の開催・運営についてということで、これまでの各地域の協議会とりまとめの骨格ということで、全体理念が最初にあります。地域や漁業との共存、続いて、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施に当たっての留意事項ですとか、環境配慮事項、洋上風力発電事業を通じた地域の将来像なんかを記載しております。

17ページ以降に具体例でございますので、お時間あるときに見ていただければと思います。

ちょっと時間が押しておりますので、資料5のほうに移らせていただきます。北海道岩手・南後志地区沖区域の概要図でございます。

図集①を御覧いただければと思います。有望区域の部分が破線で示されてございます。

図集②に移っていただきますと、風況が記載されております。

図集③であります。自然的条件、水深でございますけれども、大体水深50メートルぐらいのところには有望区域が設定されているということでございます。

この図集①②③を見ていただくと、漁港の区域ですとか港湾区域とか保全区域、漁業権区域、漁業する区域ですかね。そういった部分にはこの有望区域が設定されていないというふうな形という認識でございます。風況につきましては、大体7.0メートル以上の範囲が多い、6.5メートルから7以上の風況が確保されていると見られるかと思います。

図集④でございます。船舶通航量と記載させていただいております。こういった船舶通航する部分については区域から排除していくという認識でございます。

港湾区域、漁港の区域、図集⑤が低潮線保全区域というふうに示させていただきます。

図面内にある円について道庁から御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○北海道（事務局）

ありがとうございます。北海道庁の西岡でございます。私のほうから、各地図の中心、中ほどに円がございます、これについて御説明させていただきます。

図上の描いているこの円につきましては、泊発電所を中心とした円でございます。風車を配置しない地域として設定したいと考えてございます。後ほど構成員の皆様から御意見を伺う中で北海道電力様からもお話があらうかと思ひますけれども、津波などで万が一風車が破損した場合でも発電所の安全を確保するために、泊発電所を中心とした、風車を配置しない区域を設定したいと考えてございます。なお、この範囲の大小につきましては、今後、北海道電力様や地元の皆様と協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。資料4、5についての説明は以上になります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

これまでの御説明について、構成員の皆様から御質問、御意見を賜りたいと思ひます。この後でまたそれぞれの構成員の方から個々に御意見を伺うことを予定しておりますので、今の段階で、先ほど事務局から説明があった資料などにつきまして御質問のある方、挙手をしていただきたいと思います。

○古宇郡漁業協同組合

泊原発の範囲内というのは、これ、範囲は決まっていないの？ 今の段階では決まっていないんですか。

○北海道（事務局）

これから皆様の御意見も伺いながら決めていこうと思ひてございます。

○古宇郡漁業協同組合

分かりました。

○東京大学（座長）

ほかにはいかがでしょうか。ただいまの御説明については、よろしいでしょうか。

私からちょっと事務的な件で、この資料5の2ページになるのでしょうか。動画で見ていたときは全部出ていたと思ったんですが、頂いている資料ですと、有望区域のところの四角の升の中、途中で文字が切れているものですから、多分、区画漁業権区域を除くということだと理解しておりますので、資料を訂正いただければと思います。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。了解しました。

○東京大学（座長）

では、説明いただいた内容について、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

それでは、これから構成員の皆様から、洋上風力発電に対する期待、不安、意見、要望など、コメントを頂戴したいと思います。順次こちらから指名をさせていただきます。なお、御質問につきましては、最後にということになりましょうか。最後に事務局のほうからまとめて回答していただくこととなりますので、私の指名の順に従いまして皆様のほうから意見表明をしていただければと思っております。

それでは、初めに、大変恐縮ではございますが、寿都町様、片岡さん、いかがでしょうか。

○寿都町

寿都町の片岡でございます。

寿都町において、洋上風力発電の導入・推進については、再生可能エネルギーのさらなる導入により、地域の脱炭素化に向けた取組を加速化するきっかけとすることに加え、新たな海洋産業ができることによって、町の主要産業である漁業振興や新たなまちづくりに向けて大きな期待を寄せているところでございます。また、岩宇・南後志地区沖の洋上風力発電の導入に向けて、国と地域が協力して導入を進めるセントラル方式の重要性を地域としての共通認識として議論を積み重ねてきたことから、事業者の公募後にどの事業者が選定されても、スムーズな事業展開が行えるよう協力していきたいと考えております。そのためにも、このたびの協議会においては、しっかりと地域としての洋上風力発電の導入に当たって意見や方向性などを述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは、岩宇・南後志地区全体として、関係する3漁協及び6町村でこれまで議論を重ねてきた中で共通理解がなされたことに関しまして、地域を代表して意見を述べさせていただきます。洋上風力発電の導入に当たっては、沖合立地の町村だけでなく、広く地域全体で導入の恩恵を受けられることを前提として、町村及び関係漁協が連携して取組を進めてきた経緯もあり、地域や漁業との共生策については、可能な限り幅広く、かつ公平に地域内で享受できることが何よりも大事なことと捉えております。そのためには、今後、促進区域に指定され、事業者が決まり、洋上風力発電が導入されることにより見込まれる地域共生基金や固定資産税など、地域にもたらす財政面の取扱いについてであります。地域共生基金については、洋上風力発電は海域で行われる事業であり、海域での先行利用者である漁業者の理解と、この海域での継続した漁業経営が地域として最も重要なことであるとの考えから、この海域内の3漁協に対し、均等な配分になるように配慮していただきたいと存じます。同様に、固定資産税についても、海域に面した6町村で足並みをそろえて取り組んできたことから、6町村で均等に配分していただきたいと存じます。これらについては、地域として、今後の展開においても3漁協及び6町村で連携して事業推進していくために非常に重要なことであると捉えております。漁業に関する事業につきましては、各漁協よりそれぞれ御意見や不安に思われることなど発言をいただければと思いますが、洋上風力発電の導入に伴って、影響を心配する漁業者もいることから、先ほど御説明もありました、洋上風力発電導入に当たって行われる漁業影響調査を必ず実施していただくとともに、漁業者と地域が豊かになる共存共栄の洋上風力のデザイン構築にもつなげる必要

があることから、事業期間内において継続実施していただき、漁業者と情報共有していただきたいと存じます。

ここまでは地域としての意見であります。次に、寿都町としての意見を述べさせていただきます。寿都町では早くから町営の陸上風力発電事業を推進しており、今後、これらの電力を使って電力の地産地消を行うことで、町内の脱炭素化に向けた取組を検討しているところであります。洋上風力発電により発電される電力については非常に有益なものと捉えており、この電力を地域内で地産地消することにより、地域内での脱炭素化の推進に資するものと考えております。こうしたことにより岩宇・南後志地区全体に分かりやすい形で地域共生を図ることができるのではないかと考えておりますので、洋上風力発電設備で発電された電力の地産地消として、その発展性、可能性に関しても地域と協議していただきながら検討を進めていただきたいと考えております。

寿都町からは以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、蘭越町から金さん、お願いいたします。

○蘭越町

蘭越町長の金でございます。よろしくお願いいたします。

今回、新たな地域のエネルギー供給源として、この洋上風力発電の導入に向けた協議が始まった、このことについて私も大きな期待をしているところでございます。そのような中で、本町はどちらかというと農業を中心とした町という部分でこれまでも進めてきました。清流日本一に21回輝いている尻別川、その尻別川が町内を横断して日本海に注いでいる、そういう町でございます。そのような中で、本町においても再生可能エネルギーの取組として令和3年9月から現在、大型の風力発電施設が稼働して、さらには豊富な地熱エネルギーの資源量を有する有望な区域、そのような調査も行われているところで、町としても、新エネルギービジョンを改定して、現在、再生可能エネルギーを活用した脱炭素のまちづくりを進めているところでございます。先ほどお話ししたとおり、本町は農業を中心とした町でございますが、今、水田とか、さらには農地土壌、肥料、農業用機械、そこから温室効果ガスというのが排出されていて、それを要因として地球温暖化が進行して

いる、その対策を進めなければならないということで取り組んでいるところです。特に水田の中干しを行うとか秋起こしを行って、農業の脱炭素の取組、こんなのは急務だなと思っています。ですから、町としては、洋上風力発電、電力を活用した脱炭素の取組、これをぜひ農業のそういう分野においても取り組んでいきたいと考えておりますし、それに対する支援、そういうものもぜひお願いしたいなと思っているところです。

それと併せて、洋上風力発電の導入に向けて2点ほどお願いしたいこととお話をさせていただきます。

1点目は、先ほどいろいろ出てまいりましたが、地域との合意形成が非常に重要だなと思っています。この洋上風力発電の事業の推進に当たっては、地域の理解、さらには地域との調整が必要である。寿都町の片岡町長からお話があったとおり、漁業者、さらには住民の理解、そして不安の解消が図られなければならない。そのためには、十分な対話、それを通して理解の醸成や合意形成が得られるよう御配慮いただきたいと思っています。

もう一点は環境アセスメントについてでございます。立地ですとか環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を関係町村、さらには漁業者との連携の下に検討していただきたいです。今後、調査に当たっては、騒音ですとか、鳥類、海生哺乳類、魚類、さらにはいろんな景観も含めた地域の特性に応じて、影響について十分配慮していただきたいと願っているところでございます。

ともあれ、当地域における洋上風力発電の導入、これは国が進めているカーボンニュートラル社会の実現に大きく寄与するものと考えております。また、事業者と地域が長く共存共栄する仕組みを構築することで、産業振興、さらには地域経済の活性化にもつながっていると考えており、一日も早い促進区域の指定、さらには洋上風力発電の実現を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○東京大学（座長）

御意見表明ありがとうございました。

続きまして、岩内町さん、よろしく願いいたします。

○岩内町

岩内町の木村でございます。よろしく願いいたします。

岩内町としても、寿都町さん、それから蘭越町さんと同様に、この事業に対して大変期待を大にしているところでございます。そして、岩内町というのは、日本海の沿岸の港町として古くからニシン漁、スケトウダラ漁で栄えた町でございますので、私のほうからは港湾利用という観点で皆様に御要望申し上げたいと思います。

まず、岩内港につきましては、北海道の西海岸中央に位置しておりまして、この岩宇・南後志唯一の商業港として、また漁業基地として大変重要な役割を担っており、現在、北海道で唯一の特定地域振興重要港湾にも指定されているところでございます。現在の状況としましては、後志の自動車横断道路であるとか北海道新幹線の工事に伴う建設資材の荷揚げなどで利用が拡大している状況でございます。こうした中、この岩内港臨海部地域一帯を、町の最上位計画であります岩内町総合振興計画の中で港ふれあい・観光物流ゾーンという位置づけをさせていただきました。これは、物流、流通、漁業関連等の利用だけではなくて、公園緑地や防災ヘリポートの設置、港湾隣接地には本年7月に海水浴場などを開設し、トータルな利用を目指しているところでございます。

こうした中で、私のほうからこの港湾利用について、地域振興策と相まってお願いが1点ございます。洋上風力発電事業を行う際というのは、岩内港や地域の漁港において、建設基地港湾を補完する港として設置工事での利用をしていただくことや稼働期間中のO&M港での利用というものをぜひお願いしたいと考えております。その使用に当たって必要となる港湾施設の整備であるとか改良に係る協議あるいは既存利用者との利用調整など、幅広く関係者と丁寧に協議を行っていただき、信頼関係を構築した上で港湾利用をお願いしたいと考えております。また、岩内港、それから地域の漁港とその周辺海域というのは、漁船や貨物船、プレジャーボートなど多様な船舶が利用しておりますので、港湾利用に当たっての安全確保を最優先事項としてお願いしたいところでありまして、工事に伴うアクセスルートとしての道路についても同様に安全確保を最優先にお願いしたいと思っております。建設、それから運用の期間における長期なものが想定されますので、港湾の利活用というのは、地域の発展や活性化にとっても大きな効果が認められると大変期待を大きくしております。その中で、まちづくりの観点からも、港湾の多目的利用というのは、ハード・ソフト両面への協力や地域の発展、活性化につながる新しい港湾活用の創出というものも考えられるところであり、私どもとしては本当に大きな期待を寄せております。

以上、岩宇・南後志地域の、この海の恵みを大切に発展してきた地域の大切な港湾であるとか、漁港については、昔ながらの地域の暮らしもある中でそれを守りつつ、十分留意

していただきながら、積極的な利用をお願いしたいと考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○東京大学（座長）

木村さん、ありがとうございました。

共和町の廣谷さん、よろしくお願ひいたします。

○共和町

共和町でございます。よろしくお願ひいたします。

本町におきましても、洋上風力発電につきましては、先の3町と同様に大いに期待しているところでございます。本町は、農業を基幹産業とする町で、稲作を中心に、らいでんブランドとして知名度を誇るスイカ、メロンをはじめ、スイートコーン、馬鈴薯、長ネギなどの農産物の産地であります。特にスイカやメロンについては今が旬の名産品であり、道内はもちろんのこと、全国的にも人気を誇る自慢の逸品となっております。

また、本町は出生率道内1位を昨年度に記録しており、子育て支援に手厚い町として、出産祝い金や中学校卒業祝い金などの各種手当のほか、共和町子育て支援センター（通称、どろんこ）を拠点とした子育て世帯が交流できる場の創出など、子育てがしやすい環境づくりに取り組んでおります。

観光振興においては、町内には、共和町出身でパリを拠点に活動した画家・西村計雄氏の作品を展示しております西村計雄記念美術館のほか、四季折々に姿を変える神仙沼などの観光資源があり、町内ににぎわいをもたらしている一方で、洋上風力発電計画を推進することが地域のさらなる発展に寄与され、岩宇・南後志地区全体においても多大な効果を発揮する事業として大いに期待をしております。

さらに、本町の特異事項として、現在、令和9年の開設を目指し、道の駅の整備、さらには、令和10年の開校を目指し、義務教育学校の整備に向けて取り組んでおります。これら大型事業の推進と併せ、このたびの洋上風力発電施設の整備により、発電施設の観光資源化による関係人口の増加や農産物のさらなる知名度向上を期待しており、商工業や観光業をはじめとした産業振興など、本町への影響は非常に有用なものであると考えておりますので、洋上風力発電計画の推進については、これらを踏まえた地域との共存共栄策を前向きに検討しながら実施していただきたいと考えております。

ただいま申し上げたとおり、洋上風力発電の導入により、共和町では産業振興に大いに期待しております。洋上風力発電事業者の参入による地場産品の地域内での消費拡大、地元事業者の活用のほか、雇用機会の創出などによる地域全体での商工業の活性化、また、洋上風力発電施設を観光資源としたエコツーリズムのほか、地域の学校等との積極的な連携を図り、地元小中学生を対象とした社会科見学などの環境学習の場としての教育分野での活用、そして、広く洋上風力発電に係る人材の確保・育成に積極的に取り組み、地域内で人を育て、雇用する仕組みができるような環境の整備についても期待しております。再生可能エネルギーに関する地域全体での意識向上により、国が推進するカーボンニュートラル社会の実現に大いに寄与するものでありますので、当地域での洋上風力発電が実現するよう願っております。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、泊村の高橋さん、よろしく願いいたします。

○泊村

泊村長の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどから町村長の皆さんが発言されているとおり、この洋上風力発電がこの地域にとって様々な面で振興が図られるよう私も期待をしております。本村は古くからニシンの千石場所として栄華を極め、また、道内最古の茅沼炭鉱もあり、漁業と石炭の村として発展してまいりました。また、道内唯一の原子力発電所を有するエネルギーの供給基地であります。現在は原子力規制委員会の新規制基準適合性審査を受けており、停止中ですが、稼働時には道内の約4割の電力を供給する能力を有し、北海道の電源開発に大きく貢献しております。洋上風力発電と密接に関連する水産とエネルギー供給の2つは、かつてのニシン漁、そして石炭から原子力という変遷を経てきた本村にとっては、歴史から見ても深く結びついております。私は、再生可能エネルギーを推進するためには、それぞれの地域の自然特性に合ったものを推進していくことが重要であると思っております。そういう点においては、この岩宇・南後志地域は、風況がよく、洋上風力を進める有望区域であることに加え、これまで原子力発電所の立地によって国のエネルギー政策に協力してきた

こと、さらには風力、地熱の活用に積極的に取り組んでいることなど、地域としてエネルギーに関する理解が非常に高いと考えております。洋上風力発電を実施する上では、何よりも漁業者の方々の御理解、御協力なしには一步も前に進まないわけであり、3つの漁業協同組合と連携を深め、この事業が基幹産業である水産業のさらなる振興、そして地域の振興・発展に大きく寄与することを期待いたします。

続いて、私のほうから、水産振興と地域共生の視点から2点御意見を申し述べさせていただきます。

初めに水産振興についてですが、近年の地球温暖化を起因とする気候変動は、基幹産業である水産業にも影響を及ぼし、海水温の上昇により、かつて捕れていた魚が捕れなくなるなど、海も変化し、漁業経営は大変厳しい現状であります。そのような中、私たちの地域で現在実施しております、カキやホタテ、ナマコ、ウニ、サーモン養殖、そして今後計画されておりますウナギの養殖、これらの養殖事業を持続可能な事業として進めていくためにも、選定事業者による先端技術の導入や幅広いネットワークを活用したPR、さらには担い手の確保対策等について、それぞれの地域の課題に対して御協力、御支援をお願いいたします。

2点目は地域共生についてであります。地域と共生しながら長期間事業推進を図っていくに当たっては、事業者が立地地域に寄り添い、地域から信頼を得るために、事業者と地域が互いに顔が見える状況が重要と考えます。地域としても、各種イベント開催やボランティア活動において、人口の減少等に伴い、スタッフを集める際にも苦慮していることから、ぜひとも、地域の各種イベントやボランティア活動に積極的に参加していただくとともに、地域の特産品等の情報発信を積極的に行っていただくことを御検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

○東京大学（座長）

御意見表明ありがとうございました。

続きまして、神恵内村の高橋さん、よろしく願いいたします。

○神恵内村

神恵内村長の高橋でございます。よろしく願いいたします。

私の村は、この海域、地域、同様でございますが、ニシン漁で栄えた村でございます、第1回の国勢調査、大正9年に行われましたが、その時点では4,357人という人口でございましたけれども、基幹産業の漁業が衰退していくとともに人口減少はその一途をたどり、現在では741名ということで、北海道では2番目に人口の少ない自治体となっているところでございます。

そのようなことから、私からは、まず人口減の対策について発言させていただきます。私の村ではこれまでも人口減対策として移住・定住に資する様々な取組を行ってまいりましたが、なかなかうまくいっていないのが実情でございます。それも、日本全体が人口減社会を迎えているという中でございますので、人口を増やすのはおろか、人口減少を食い止めるということもかなり難しい問題だと思っておるところでございます。こうしたことから、まず、いかにして人口減少のスピードを鈍化させるかということと地域経済を支えるためには何が必要かということを考え、そのことを主眼に置いて交流人口や関係人口の創出・拡大を図る取組を推進するべきだと思っておるところでございます。御存じのとおり、関係人口は、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み出し、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加も期待されているところでございます。その中で、今般のこの洋上風力発電の導入ということは、計画、建設、運用、保守、それから解体撤去という占用期間の30年があるわけでございますが、その間に非常に多くの方々が関わる事業であると捉えておるところでございます、その期間内において、地域内での雇用の創出はもちろん、域外から来られる方もいらっしゃると思いますので、この区域内に、地域内に若い方を迎えること、そしてその若い方々を増やすことができるんじゃないかということで大いに期待を寄せているところでございます。そこで、可能な限り、この方々が地域内で居住していただけるような環境整備に御配慮していただきながら、この地域内の人口減対策に貢献していただけるように検討願いたいと思っております。

2点目は地域交通についてでございます。この地域は北海道中央バスが路線を運営していますが、今年の9月30日をもって神恵内線が廃止ということになっております。そんなことから、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、この4町村で、岩宇4町村の地域住民の移動手段を確保するということから、10月1日から行政主導による代替バスを運行することにしておりますが、今後、人口減少等によってこの代替バス事業の採算性の問題が解消されるという見込みは薄いと考えており、公共交通はさらに経営が厳しくなると考えております。洋上風力発電の導入は計画や建設を通して数多くの先端技術が利用されるとい

うことでございますので、電力の地産地消と持続可能な地域交通、公共交通の実現、併せて脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進していくためにも、公共交通においては再エネ由来のEVやFCEV、グリーン水素、グリーンメタン等の導入が必要だと考えております。

以上のことから、地域公共交通の維持と活性化のために、洋上風力発電で導入される新しい技術等を活用した側面的な御支援、そして、地域内で発電した電力を活用して脱炭素社会に資する取組を強く推進していけるように御支援と御協力をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○東京大学（座長）

どうもありがとうございました。

以上で自治体の首長さん方からの意見表明が終了いたしました。回答につきましては最後にまとめさせていただきます。

それでは、続きまして、北海道漁業環境保全対策本部、上村さん、よろしくお願ひいたします。

○北海道漁業環境保全対策本部

北海道漁業環境保全対策本部の上村です。

協議会意見につきましては、道内他地区の協議会でも同様のことを述べさせていただいておりますが、本協議会につきましては、促進区域ありきで進めるのではなく、漁業者が理解、納得した上で、丁寧な取り進めを要望いたします。特に漁業影響調査におきましては、漁業者が納得する調査内容であることはもちろんのこと、調査期間、モニタリング期間等も他地区の事例と同様にするのではなく、この地域の状況に即した対応をお願いするとともに、公募占用指針にもその旨明記願ひしたいと思います。

環境本部からは以上となります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

この後、3漁業組合の組合長様にお話を伺いたしたいと思います。最初に古宇郡漁業協同組合の代表理事組合長、池守様、お願ひいたします。

○古宇郡漁業協同組合

池守でございます。私からは、岩宇・南後志地区漁業を営む3漁協で共通しての意見と当組合の概要につきまして述べさせていただきたいと思っております。

岩宇・南後志沖においては、漁業情勢、地球温暖化、海洋環境の変化、水産資源の減少などにより、主力となっているサケ、ホッケ、ブリ、イカなどの回遊魚においても大変厳しい漁業経営が続いております。そこで、3漁協では、育てる漁業、栽培漁業に取り組み、ホタテ、カキ、ナマコなどの増養殖漁業に力を入れておるところでございます。その中でも近年は、当組合は平成21年に合併した組合でありますので、泊村と神恵内村、2村にまたがっております。泊地区ではトラウトサーモンの養殖、神恵内地区ではウニの養殖試験事業にも着手し、継続可能な水産業を目指し試行錯誤を繰り返しているところです。ついでには、法定協議会においても、漁業者、漁協の将来に向け前向きに捉え、洋上風力発電の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますが、その大前提として、漁業との共存共栄に向けての漁業振興策等の実施が最も重要であると考えているところであります。今回、意見として述べさせていただきます。

まずは、漁業者にとっては、沿岸海域において洋上風力発電の設置が漁業にとってどのような影響があるかといった懸念が払拭されることが必要であり、そのためにも今までの事例についてしっかりと示していただきたいと思っております。その上、長期的な影響についてもしっかりと把握していく必要があると考えておることから、長期間の漁業影響調査の実施を行うとともに、調査結果については漁業者にも提供いただきたいと思っております。また、地域の状況を理解している道内の事業者が調査に関与することも検討していただきたいと思っております。

次に、2点目ですが、区域内の海域は各種漁法により漁場を利用しており、漁業実態に配慮するとともに、建設時においては漁業操業、漁期などにも配慮した施工をお願いしたいと思っております。併せて、風車の配置に当たっては、漁船が安心・安全な状況で操業できるような航路の確保もお願いしたいと思っております。

最後に3点目です。選定される事業者には、基金を活用した漁業との共存共栄を図ることが重要課題であり、漁業振興策はもとより、組合運営施設の更新設備などにも協力をお願いしたいと思っております。また、洋上風力発電事業に漁業者も参画することについても検討をお願いしたいと思っております。

以上3点につきまして検討をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、岩内郡漁業協同組合代表理事組合長の太田様、よろしくお願いいたします。

○岩内郡漁業協同組合

岩内郡漁業協同組合の太田です。

まずは、当組合の岩内海域の概要について述べさせていただきます。当組合の主要漁業は、定置・底建て網漁業や刺し網漁業など沿岸漁業であり、サケ、ナマコ、スルメイカ、ホッケが主力魚種となっております。岩内町の海岸線は15キロにわたり、水深15メートルから100メートルの地域で、定置漁業権、小定置・底建て網が13組合員、49箇所が設定されております。また、近年、多くの魚種において水揚げ量が減少し、深刻であり、漁業関係者はもとより、地域経済にも多大なる影響を与えております。これらの諸課題に対処するため、低温、清浄、ミネラル豊富な海洋深層水を活用し、蓄養及び養殖において水産資源の増大、魚価の向上を目指して、当組合ではカキ養殖、岩内町ではトラウトサーモン養殖に取り組んでおるところです。洋上風力発電については、岩宇・南後志地区沖の区域内において唯一港湾を保有することからも、港湾施設の活用を図っていただくことで岩内港もにぎやかになるのではないかと期待を寄せているところです。

つきましては、私から3点意見を述べさせていただきます。

まずは、発電所設置に当たり、当組合の懸念は、さきに述べたように、他に類のない狭い海域に多くの定置漁業権が設定されていることで、選定事業者においては漁業操業に影響が出ないよう配慮をお願いしたい。

次に、2点目ですが、風力発電の設置に当たり海況調査をされることと思いますが、取得された情報、水温、流向、流速、波高、風速、風向を漁協や漁業者へオンラインによるリアルタイムでの情報提供を検討していただきたい。また、当地域においては、ナマコ、ウニ、アワビの密漁が深刻な問題になっていることから、風力発電の監視用カメラ等を設置された場合については、密漁監視や漁業操業、海上操業の安全監視も含め、監視設備としての活用についても御検討いただきたい。

最後に、3点目として、主力魚種を対象とした漁業影響調査については丁寧に行ってい

ただきたく思います。特にサケについては、当組合において水揚げ金額の半分を占める魚種であるため、細心の調査方法を用いて対処願いたい。

私からは以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、寿都町漁業協同組合代表理事組合長の阿部様からお願いいたします。

○寿都町漁業協同組合

寿都町漁業協同組合の阿部でございます。

まずは当組合の海域の概要について述べさせていただきます。当組合の主要漁業は、定置・底建網漁業、イカナゴ敷網漁業、カキ、ホタテなどの養殖漁業、ウニ、アワビ、ナマコ等の浅海漁業と、海域を幅広く利用する漁業を行っており、他の2つの漁協と同様に、サケ、ナマコ、スルメイカ、ホッケが主力魚種となっています。海岸線は長く、約29キロにわたっておりますが、湾状になっていることから、この湾内には多くの漁具も入っている状況であります。しかしながら、寿都町周辺において洋上風力の発電の導入に当たりまして重要な風が常に強く吹いているということは沖で働く者としてよく理解しており、この風を利用した洋上風力発電の導入に向けては期待を寄せているところです。

つきまして、私のほうから3点意見を述べさせていただきますと思います。

まず、発電所設置に当たりましては、海域を利用している漁業者としっかり協議していただいた上で設置を行っていただきたい。

次に、2点目ですが、洋上風力発電の設置に当たりましては、工事を含めた前後の調査等もあることが予想されますので、地元の漁業者や漁船を調査に積極的に活用していただき、漁業者と共に洋上風力発電の導入を推進していただきたい。

最後に、3点目として、2つの漁協も話しておりましたとおり、洋上風力発電と漁業の共存共栄を目指して、漁業影響調査については、主要魚種はもとより、周辺に与える影響なども含めてしっかりと漁業者と共に調査内容を審査しながら、長期間の実施を検討いただければと考えております。

私からは以上であります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

以上で地域を代表しました首長様方々あるいは協同組合組合長さんからの御意見表明でした。

続きまして、北海道電力株式会社原子力事業統括部の金田さんから御意見表明をお願いいたします。

○北海道電力株式会社原子力事業統括部

北海道電力の金田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の法定協議会に関しましては、弊社の泊発電所が本地域に接しておりますことから、風力発電施設と発電所の共存のために2点要望させていただきたいと思ひます。1点目につきましては、発電所の安全性に影響を与える漂流物の扱いについてです。2点目につきましては、地域住民様の健康を守るために取り決められております安全協定に影響を与えるということに対する懸念でございます。

まず1つ目ですけれども、漂流物の影響についてです。津波が来襲いたしますと、泊発電所の安全性を確保するために、津波の漂流物として冷却水とか、あと防潮堤の健全性に影響を与えないように、ある一定の距離を保って、そこまでは漂流物を入れないように考えております。こちらはまだ審査中ではございますけれども、当社は規制庁に対して、7キロの範囲につきましては漂流物を入れないということで評価しております。これはまだ審査中で、変わる可能性はございますが、この7キロの設定の根拠としましては、津波が来た場合に、7キロ以内に漂流物があった場合には、発電所まで到達するということが評価上出ております。評価上、来ますと、結果的に発電所の設備に影響を与える可能性がございますので、その7キロにはまずは入れてほしくないということがございます。そう考えますと、当然、風力発電所を造った場所で例えば何らかの不測の事態が起こって、羽根が落ちるであるとか、そういうことが起こりますと、その羽根がふかふか浮いた状態で、当然、だんだん発電所に近づいてくるということが想定されます。そうなりますと、どうしても、こちらからお願いしたいことは、それをちゃんと回収してほしいと。回収するのを、7キロに入る前に回収していただきたいという要望がございます。そういうことを考えると、7キロのところは駄目というわけではなくて、7キロ以遠であっても、入ってこないようにするというので、現状、今10キロとかという値も出ておりますけれども、

こちらはまだ7キロ自体が審査の最中ですので、はっきりしたことは言えないんですけども、まずは、どこに造るにしても、7キロに入る前には漂流物をしっかり回収できるような仕組みを選定事業者に対しては要求していきたいと思っております。あと、これは原子力発電所特有の問題なんですけれども、もともと福島事故が起こったときに、当時の法律では認められていたものが今認められないという状況になっており、バックフィットという特殊な環境下にあります。現状7キロになっているのが、将来的に、今すぐとは言わないんですけども、またそれが変更になるような可能性が全くないというわけではございません。その際には、今回の協議会の話ではございませんけれども、少なくとも別途協議に応じていただきたいなと思っております。

2つ目でございます。2つ目は安全協定への影響でございます。北海道及び地元の4町村様と弊社は、発電所の周辺の地域住民の健康を守るという観点で安全協定を締結しております。その中で、発電所の海域内に決められたポイントにおいて、定期的な環境放射線監視のための環境試料の採取や温排水の影響調査を行うことが定められております。そのポイント周辺への発電所の風車の、例えば発電用風車の設置がございますと、影響する可能性がございますので、こちらについては、安全協定を締結しております、先ほど申し上げた北海道、地元4町村、あと弊社と十分協議をさせていただきたいと思っております。

本日は、泊発電所と地域住民様の安全確保という観点で要望を述べさせていただきましたけれども、北海道電力の立場としましては、再生可能エネルギーの導入を積極的に行っていくということに関しては、それは基本としております。その姿勢については何ら変わるものではございません。したがって、今後、風力発電施設と泊発電所が共存できますようにしっかり協議させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。北電の立場からの御意見表明ということで承りました。

続きまして、いわゆる一般的な学識経験者として委員に加わっている4名の先生方からお話を伺いたいと思います。

副座長を先ほど引き受けていただきました北海道大学の宮下先生、よろしく願いいたします。

○北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

改めまして、宮下です。よろしくお願いいたします。

私の立ち位置としましては、一応、もともとの専門が水産生物、いわゆる漁業でされているような資源の持続的利用、そういったテーマでやっておりました。最近はや々な形で、その発展系というか、ということではいろんなところで、こういったところに呼ばれることが多くなりまして、実際、例えば今回、特に漁協、3漁協様からお話があった共存共栄の話の中の漁業影響調査、ここが本当にちゃんと効果的にできるかどうかというところの部分についていろいろと私がノウハウを持っているということでは呼ばれているかと思っております。具体的な話をさせていただきますと、最近、皆さん御存じの地球の温暖化、環境変化に対して資源が応答するといったものと、今回の洋上風力みたいな施設ができたことによる影響というのをしっかり切り分けるということが重要なことです。よくあることとしましては、このいわゆる洋上風力に関わらないということですが、何かやり始めたら何か悪くなると、そうするとどうしてもそれを悪者にしてしまうということがあるんですが、そこでは科学的な根拠をもって切り分けということはほぼできていないんです。これは最初の調査設計として問題があるということがある。ですので、そういったことをしっかりと考えた上で、事前に調査設計して、その後にその影響がもしも負の効果がある、プラスの効果ももちろん見えてくると思うんですけども、それをちゃんと切り分けた上で、負の効果があったときにどうそれに対処できるかという、改善できるようなことをちゃんと提案できるようなものが結果としてアセスメント、いわゆる漁業影響調査では重要になってきますので、そういったところをできるだけ私のノウハウ、私のできる範囲でサポートさせていただければと思っております。

あと、最近のキーワードとしましては、ネイチャーポジティブという言葉が1つあるのと、もう一つ、地域社会ポジティブですね。この2つを両立させるといった観点から、私、再生可能エネルギーを地域の再生の起爆剤にというふうになら考えております。そういったところを地域の産業であったりまちづくりに上手につなげられるように、私自身も呼ばれたからにはそこら辺で皆様に御協力できればと思っております。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、北海道科学大学の白石先生からお願いしたいと思いますが、リモートとなるかと思います。

○北海道科学大学

北海道科学大学の白石と申します。

私のほうからは、今日いろいろ皆様方から、いろんな観点から御意見出てきましたので、この協議会の中でいろいろ皆様方の意見を集約した形で、慎重に検討していただければと思います。

もう一つ、施設を建設するに当たっては、例えば漁業者の皆様から、例えば積極的に風車の一部を建設するとか、そういう観点の立ち位置もあるのかなと1つ思っています。いわゆるそういうことで、全体の大きな事業の中の一部の風車について直接的に建設に参画、整備に参加できるような仕組みについても、可能であれば、そういうことも方向性として考えていただきたいということが1つです。

もう一つは、こういう施設が出来上がりますので、これは例えば地域の小中学生とか、そんないろんな若い人たちに対する環境教育の場として、この洋上風力発電というのを積極的に活用して、若者を含めた未来へのいわゆる環境教育、将来に向けてのカーボンニュートラルへ向けての取組というようなことで教育の場として活用していただきたい、こういう点についてお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○東京大学（座長）

白石先生、ありがとうございました。

続きまして、リモートになります、東邦大学の竹内先生からお願いいたします。

○東邦大学

ありがとうございます。本来であれば、そちらに行って皆さんに御挨拶すべきところ、このようなオンラインという形になってしまっても大変申し訳ありません。首長さんや漁協の皆さんから具体的な提案が出てきたということで、お話聞かせていただいて、ありがとうございました。

私自身は、岩宇・南後志地区に関しましては、1年半前に神恵内村、半年前に蘭越町を訪問させていただきまして、住民説明会でお話しさせていただく機会がございました。神恵内村では、御説明した後に皆さんで話し合っていた上で質問を受け付けるということをしたんですけれども、その際に大変多くの御質問を頂戴いたしました。地域の方々と直接お話しする機会をいただきましたことは大変ありがとうございました。洋上風力発電はまだまだ知られていないところもありますので、このような形で知っていただく機会をこれからも継続していただけたらと思います。ほかの地域でも、このような住民説明会であったりとか、洋上風力発電を知っていただく機会を増やしていただいているかと思うんですが、今後も継続していただけたらと思います。

その説明会のときにいただいた意見を少しだけ御紹介させていただけたらと思うんですが、洋上風力発電に関する意見であったりとか懸念や期待をどこに伝えればよいのかということが分からないということが質問の中にございました。何らかの措置が取られているのかもしれないんですけれども、やはり自治体の皆さんが住民の声の受入先となっていたらと思います。それが住民の声を取り入れて洋上風力発電を推進していくことにつながるのかなと思いました。

また、リスクの部分をしっかり伝えてほしいという声もございました。私自身が地域活性化の部分をかなり強調し過ぎたという部分もあるかもしれないんですけれども、やはりリスクというのは、どこまでのリスクをこの事業において受け入れていくのかという点と関わってくると思います。

関連しまして、漁業関係の影響もそうなんですけれども、生態系への御懸念などもございました。環境影響評価に関しまして、先ほどお話出ましたけれども、その実施、そして、その結果を基にした地域とのコミュニケーションをしっかり行っていただけたらと思います。

最後に、今後の話合いの仕方についてですが、今回の検討というのは、やはり様々な自治体にまたがる案件となっております。先ほど個々の首長さんにお話しいただいたように、様々な地域がありまして、もしかすると役割分担でみんなで盛り上げていこうという話になっているのかもしれないんですけれども、やはり洋上風力発電が地域へのよい意味でのインパクトを生み出していく上でも、個々の自治体だけでやるのではなく、少し全体で広域と一緒にやっていったり検討を進めていくことで効率化が図られるものもあるのかなと思いました。例えば観光政策でしたら、役割分担をして、少し長く地域に滞在していける

ような取組であったり、交通なんかも少し一緒にやっていったほうがいい部分もあるのかなと思いました。また、ある地域での実証がほかの地域にテンポよく社会実装していくようなこともあるかもしれないので、自治体間の連携というものを進めていただけたらと思います。既に寿都町さんが中心になって仕組みが存在しているのかもしれないんですけども、調整していくようなプロセス、そしてそれを地域に戻していくようなプロセスがあると大変よいかと思いました。

私自身も、地域の参加であったりまちづくりを専門としておりますので、何かお役に立てることがあれば積極的にお声がけいただけたらと思います。

すみません。長くなりましたが、以上となります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、北海道大学の松島先生、よろしく申し上げます。

○北海道大学大学院農学研究院

北海道大学の松島です。今日はいろいろなお話、ありがとうございました。

私は農学部にいるんですけども、景観とか、あとは景観を構成している主に陸域の植物であったり生き物、そういったものを対象に研究してまいりました。そういった観点で少し私の立場からお話しさせていただきますと、そもそもこういった風力発電を推進していく、再生可能エネルギーを進めていくというのは、地球温暖化対策というのが大きなバックグラウンドにあるんですけども、温暖化対策と同時に生物多様性保全というのも実は両輪で進んでおりまして、これはどちらも進めていかなければならないということが持続的な人間社会のこれからの地球を考える上で必要だということで今進んでいるんですけども、どうしても、温暖化対策を進めると生物多様性保全というのがどちらかというとネガティブな方向に働くということで、何となく今トレードオフの関係、こちらを立てればこちらが立たずみたいな、そういったことが各地で起こっている、特に陸上風力なんかでは起こっているというのが今実情でして、私はそれをどういうふうに両立していったらいいのかな、というのは、どちらもやっぱり必要なんですよね。温暖化対策も進めなければいけない、かといって多様性も保全していかなければいけないということで、その両立を図るという意味でやはりしっかりと、皆さんのお話の中にもありましたけれども、事前

の調査と事後の評価というのをしっかりやっていただきたいなど。そのためには、きちんとデータを取っていく、モニタリングというのが非常に大事になってくるのかなと思います。そういったことを今回の協議会の中でしっかりと位置づけていただいて、例えばこれは海域の中だけではなくて、陸域でも、先ほどサケのお話がありましたけれども、サケが川に遡上するには川のやっぱり水温というのが非常に重要になっていまして、最近、水温が上がったためにサケが遡上できない、あるいは産卵しても死んでしまうというようなことが起こっていますので、そういった川の環境であったり陸域のモニタリングというのをも併せて、要は海と陸両方をうまくモニタリングして、環境の変化を追っていただきたいと思いますというのが1つあります。

あともう一つなんですけれども、先ほど宮下先生のほうからネイチャーポジティブというお話がありました。まさにこれは生物多様性を今、気候変動もそうなんですけれども、毎年劣化していく、悪化していく中で、いかにポジティブに向上させていくかというのが今地球規模の課題になっているんですけれども、向上させる方法として、例えば多様性であれば生息環境を保全したり、あるいは修復していくような、そういったことが事例、考え方としてはありますけれども、そういった手を入れるものだけではなくて、例えば環境教育というような方法もあろうかと思います。多くの子供たちが、自分たちの身近にある自然であったり、海とのつながりとか、あるいは海の中で起こっていること、こういったことに対してあまりよく知らない、地元のことであってもというのが多いと思いますので、ぜひこういう機会にエネルギーのこと、自然のこと、こういうものを併せて学んでいけるような、そういう仕組みなり活動というのを取り入れていただければと思います。例えば先ほどお話の中でもあったと思うんですけれども、交流人口をやっぱり増やしていきたいというお話があったと思います。定住させるのはなかなか難しい。そういったときに、よくやるのがお祭りのようなものですね。イベントをやって人を呼び込むとか、もちろんメンテナンスなんかでも人を呼び込むということはできると思うんですけれども、定期的なお祭り、フェスティバルのようなもの、そういったものを開くと、そこで例えば新しいエネルギー、原発なんかもそうだと思います。原子力発電であったり再生可能エネルギー、そういったものと、あるいはそこにある自然環境、この調和を考えるようなイベント。何かこういうのをつなぐものは、例えばアート、芸術ですね。先ほど美術館が共和町さんにはあるというお話をされましたけれども、そういうものをうまく使うと、人を呼び込んで、そしてこの両方のものを考えてもらうような、そういった活動ができるのではないかなと

思いました。

すみません。ちょっと感想のようなことになりますけれども、以上で終わりたいと思います。

○東京大学（座長）

松島先生、ありがとうございます。

以上が委員からの意見表明ということになりますが、続きまして、オブザーバーの方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

まず、資料提出をいただいています気象庁からお願いいたします。

○国土交通省

気象庁大気海洋部観測整備計画課の酒匂と申します。本日はお時間をいただき、ありがとうございます。風力発電施設と気象レーダーの共存ということで、私のほうから御説明させていただきたいと思います。資料7を御覧いただけますでしょうか。「風力発電施設と気象レーダーの共存のために」ということで、資料を御覧させていただきたいと思います。

気候変動の緩和策として再生可能エネルギー導入が求められています。一方で、気候変動の適応策として治水対策が掲げられているとおり、気象庁として、適時的確な防災気象情報の発表も重要なものとなっています。気象庁では、関係省庁や風力発電事業者の御理解をいただきながら、両者を共存させる取組を進めております。

まず、気象レーダーの役割について簡単に説明させていただきたいと思います。気象レーダーの観測データからは、1キロメートル格子の様々な防災気象情報が作られており、気象レーダーによる観測は、気象災害の未然防止、被害低減に大きく寄与しています。このため、気象レーダー観測に関する全ての格子において、間違っただけ、誤ったデータの混入を防止する必要があります。このページで簡易的に表していますが、レーダーで求めた雨量等を使って降水ナウキャストや降水短時間予報等といった今後の雨の情報を表示し提供するとともに、キキクルと呼んでいます、土砂災害、浸水害、洪水等の危険度に関する情報を作成し発表しております。これらの情報は実際に市町村による避難情報の発令や住民の避難の判断に活用いただいているところです。そのため、レーダーによる観測は非常に重要なものとなっています。

この気象レーダーの観測に対し風車が影響を及ぼすことがあります。これは、気象レー

ダーから送信された電波が風車に当たりますと様々な影響が出てくるためです。例えば、送信された電波が風車によって遮蔽される、いわゆる邪魔される場合に、風車よりも先の遠方にある地域、領域についての雨の観測ができなくなってしまう。また、多重散乱と言われる現象が起きまして、雨雲や雨粒でないものを間違えて雨として捉えてしまって、実際にはない偽物の降水のエコーとして観測してしまうことがあります。さらに、気象レーダーと実際の風力発電施設の風車の距離が近過ぎますと、風車に当たって跳ね返った強い反射波を気象レーダーが受信してしまい、最悪の場合、気象レーダーの受信機が破損してしまい、気象レーダーの観測が停止してしまうという事態になることも考えられます。

こちらの表は、世界気象機関（WMO）が気象レーダーと風車の距離をベースに風車設置に対する指針を示したものになります。レーダーから5キロメートルまででは気象レーダーへの影響が非常に大きく、風車を建てるべきではないとされており。また、20キロ以内では中程度の影響、45キロメートル以内では、影響は低い、観測に問題が起きる可能性があるとしております。

今回の洋上の対象区域では、小樽市に設置されております毛無山気象レーダー観測所が近接の気象レーダーとなります。こちらのスライドの地図で示されているとおり、対象区域の一部が気象レーダーから45キロメートル以内に入っておりますので、気象レーダーへの影響を確認する必要があります。

今回の区域だけではなくて、先ほども少し説明させていただきましたように、場合によっては風車が気象レーダーの観測に影響を及ぼしてしまうことがあります。発電用風車の設置、立地に当たります場合は気象レーダー観測への影響を考慮する必要がありますので、事業計画の検討段階（設置位置等が確定する前）に気象庁へ御相談いただけますようお願いいたします。

気象庁への相談に関しましては、気象庁のホームページに関する資料を掲載しております。気象庁ホームページのトップページの「知識・解説」というところから入っていただき、「ビジネス・開発者向け」というところに、風力発電事業者向け、風力発電施設が気象レーダーに及ぼす影響とありますので、こちらを御確認いただきたいと思います。相談窓口の連絡先等については、こちらに記載しております。

気象庁からは以上です。ありがとうございました。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

ほかにオブザーバーの方を含めて御意見のある方は挙手をしていただく、あるいはチャット機能で御発言を希望していただくなどの合図をお願いします。その合図をやっていたきたいんですが、今、御連絡ありますか。よろしいでしょうか。特にオブザーバーの方から、今の気象庁からのお話を除いて、ないということでございますので……。北海道庁のほうからお話があるようです。

○北海道（事務局）

ありがとうございます。北海道庁の西岡でございます。皆様から今回様々な、風力に対する思いや御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。私のほうから少しコメントというか、事務局の一員ではございますけれども、させていただきたいと存じてございます。

岩宇・南後志地域におきましては、御承知のとおり、皆様からもいろいろとお話ございましたように、豊かな農産物あるいは海の幸に恵まれております。たくさんの温泉や美しい海岸線を有するなど、多くの方々を魅了しております。また、例えば寿都町をはじめとする陸上風力や泊村さんにおける原子力発電など、エネルギーのフロントランナーとして歩んでこられた地域であると認識してございます。洋上風力につきましても、有望区域となっている着床式の沖合には浮体式が一定のいわゆる準備段階として整理されておまして、今後も一層我が国のエネルギー政策への大きな貢献をしていただけることが期待されている、そんな地域でもございますし、道としても地域の一員として共に取り組んでまいりたいと思っております。

こうした中、今皆様からの御意見もございました産業振興、漁業振興も含めた産業振興、あるいは地域振興、あるいは地元港湾の活用など、地域資源と洋上風力発電事業を結びつけた地域課題解決に資する取組については、早期の洋上風力発電の実現を念頭に、協議会において議論を尽くしていきたいと思っております。洋上風力発電の仕組み、取組は、地域の海域の先行利用者様でございます漁業関係者の皆様や地域の皆様の理解なくしては、これは進めることはできません。道庁といたしましても、当協議会の事務局の一員として、また広域自治体として、漁業関係者の皆様をはじめ地元の皆様の御意見をお聞きしながら、漁業影響調査の手法、漁業振興や地域振興など、協議会意見の取りまとめに向けて丁寧に進めていくことをまずは申し上げたいと存じます。

また、道といたしましては、洋上風力発電の取組を進めていくことは、再エネ導入拡大という観点で重要であることは言うまでもございませんけれども、さらには道内の地域振興、産業振興につなげていくことも必要と考えてございます。風力発電に関するサプライチェーン構築や人材育成などを通じ、地元はもちろん、広く道内における関連企業の集積が進むとともに、本道各地域を支える農林水産業の一層の発展に向けて、国内外への販路の拡大、高付加価値化や地域の観光振興への貢献も期待されるところでございます。さらには地元や住民の方々の資本参加を通じた地域循環の仕組みづくりも大切であると考えてございます。加えて、大規模停電を経験した北海道でございますので、将来的には、再生可能エネルギーの確保としてだけでなく、いざというときの分散型の電源として地元の災害対応力の向上につながるものとなるよう期待したいというふうにも考えてございます。

本日、参考資料5として配付いたしました添付の、別添の「洋上風力発電に関する北海道の考え」、これがございます。これは、本年3月9日に札幌で開催されました「北海道におけるGXビジネスの未来」と題したセミナーで事業者様皆様に配付したものでございますが、今申し上げた地域の思いも含めて、道としての洋上風力に対する向き合い方をまとめたものでございますので、後ほどお目通しいただければと考えてございます。

最後になりますが、洋上風力の導入は、地域にとどまらず、大きな経済波及効果を有するものでございまして、ゼロカーボン北海道の実現に向けて前進するものでございます。皆様と共に実りある共存共栄策を議論していきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

道庁からは以上でございます。

座長のほうからも、もし何かありましたら。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。大分時間押しておりました、申し訳ございません。委員の一人として一言だけ意見表明させていただきたいと思っております。もう皆さん言っていた、当然ながら、地球温暖化を止めるためのカーボンニュートラル、また、国としては、エネルギーの安全保障をきちんと確保するための国産の電力、そのために洋上風力が主要電源の一つとなってきた、それを実現するという事は非常に大きな意味での重要なことだと思っております。ただ、私自身、洋上風力、このような形で推進しているときに、やはり風は地域のものだという気持ちが非常に強いということもあります。地域振

興のためにぜひ積極的に活用いただきたい。産業振興も地域で行い、さらに人材育成ということを含めて、地域の方々が大きなメリットを得るように、上手に皆さんで議論を進めて、私たちのこの法定協議会の結論と、将来結ぶときがありましたら、そうしたいなと思っているというところがございます。一委員としての意見表明でございました。大変失礼いたしました。

ここで、大分時間押しておりますが、皆さんから御意見いただいたことに対しまして事務局のほうから御回答いただくというのがこれからの仕事になってしまいます。大変恐縮ですが、事務局から御回答よろしく、短い時間で手際よくお願い申し上げます。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。事務局でございます。構成員の皆様方、本当に多種多様な意見いただきまして、ありがとうございます。どれも非常に示唆深いといいますか、非常に整理していただいて、ありがたいと思っております。私の所感と受け止めですとか、今後の議論の進め方も含めまして、ちょっと時間が延長してしまうかもしれないんですけども、コメントさせていただきます。

まず、今回、寿都町長のコメントがございましたけれども、3漁協及び6町村ということで、非常に地域も漁協もまたがった形で議論させていただいているということでございますけれども、非常に事前の打合せ・議論を深めていただいて、大変ありがたいと思っております。こういったまたがる場合というのは非常に議論が難しくなることが多いんですけども、今回、各漁協ですとか町村の皆さんからのコメント、非常に整理もされておりました、その議論を整理する苦労いかばかりだったかなと思いますし、ほかの地区の議論も、過去のも含めていろいろ見ておりますけれども、ここまで整理していただいているというのはなかなかないなと思いました。特に論点になりがちな共生基金の扱いですとか固定資産税の扱いまで踏み込んで事前に第1回目の議論できているというところは本当にすばらしいなと思いましたが、皆様の事前の議論に敬意を表すところがございます。

その上で、まず、懸念点も多数あったと認識しております。こちらの漁協の組合長様からのコメントも、まず3組合の共通した意見ということでいただいております、これも非常にすばらしいと思いました。漁業影響の調査ですとか、影響の評価とか、漁業影響を最小化する取組、こういったことを具体化していくということが重要だと受け止めましたし、そのための施策も過去の例ですとか外国の例もございますので、そういったものもぜひ

ひ御紹介させていただければありがたいなと思います。特に工事ですとか、設置の際の工事の音の影響とか、そういったものも含めて、ただ、もちろん今回、カキですとかウニ、イクラ、ホタテ、イカ、ホッケ、サケとか、そういった魚種の特徴がありますので、そういったものも踏まえた形での議論が必要だなと思いましたが、参考のできる部分、専門家ですとか関係省庁から説明できる部分がありますので、次回そこを具体化して議論できればよいのではないかと思います。

2つ目、環境アセスメントについてでございます。環境アセスメントについても、こちらも地域の特色が非常にあるなと思いましたが、具体的に騒音ですとか水の濁り、鳥類、海生哺乳類とか魚類とか、水中音、景観と、そういったものもしっかり考慮して、委員からは生物多様性の話もございましたけれども、そういったものも勘案して、環境アセスメント、こちらも環境省はじめ専門家がおりますので、第2回で議論を深めたいと思いましたが。

3つ目が、漁業、地域振興に関連する話でございます。こちらも、港湾活用ですとか雇用創出、人材育成、教育ですとか、事業者の消費拡大、観光人口を増加させるためのイベントですとか、交通課題、人口減への対応ですとか、多種多様の課題が具体化したという意味で非常に実りあるものと思っております。同時に、私、非常にうれしかったのが、今回の皆様のコメントにまさにそのヒントがすごく詰まっているなと思いましたが。聞いていて非常に、それぞれの地域に特色があって、強みがあってというのが、というのも、私も、昨日もカキ6個食べまして、2週間前はウニ井もイクラ井も食べまして、イカ、ホッケも食べました。あとはホップビールも飲みましたし、「山」と「海」、2種類のお酒も飲みました。ななつぼしも食べまして、らいでんメロンも非常においしくいただいて、家族から、昨日、前は1個買っていったんですけど、5個買ってこいと言われてたりとか、非常に本当に多種多様な強みがある中で、それを前面に押し出していくというのが、ここにコメントでもいただいたんですけども、その背景にある強みというのが私自身すごく実感を持てたというのが非常に良かったなと思いますし、第2回以降、それを具体化して進めていけたらいいなと思ったところであります。

ちょっと答え切れしていないところもあろうと思いましたが、いずれにしても、皆さんとも理解を、先ほど情報共有の大事さというのも、漁業環境調査、影響調査とかでも言われていましたけれども、この会議体を進めていく上でも、情報とか理解を共に深めていくというのが非常に重要なことだと思っておりますので、次回以降また、こういった話をしたらいいんじゃないかということも含めて相談させていただきながら、第2回を企画させていた

できればと思いました。

以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

また次回においても様々な、今日議論いただいたことに関するまた追加的な御説明とか議論が行われるものと、また専門家がそこでまとめをしたりすることとしますので、次回もまた議論の場として用意させていただきたいと思っております。

もう終了時刻を過ぎておりますが、ほかに御意見、御質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、本日は貴重な御質問、御意見を賜り、誠にありがとうございました。事務局においては、本日の議論を踏まえて、次回以降に向けて御準備いただけますよう、よろしく願いいたします。

○経済産業省（事務局）

はい、了解しました。

○東京大学（座長）

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思います。本日は御多忙のところ御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

— 了 —